別冊

令和８年度
「大学等を核とした地方創生事例の普及・展開」
仕様書

令和８年１１月６日

文部科学省高等教育局大学振興課

１．事業名

大学等を核とした地方創生事例の普及・展開

２．目的

令和７年２月にとりまとめられた中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（以下、知の総和答申）では、2030 年代半ばから大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中で、各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が適切に享受できるよう、地域の高等教育機関をはじめとする関係者間の認識の共有、緊密な連携を図り、各地域の進学者や産業構造等の把握、分析し実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場（地域構想推進プラットフォーム）の整備など、各地域における地域アクセス確保の取組の促進が提言されている。

本事業は、こうした背景を踏まえ、大学等を核とした地方創生に関する先進的かつ効果的な連携事例について、その成果や課題、実施体制、地域への波及効果等を調査・分析し、広く情報発信するとともに、関係者間の交流や知見共有の機会を創出することにより、各地域における高等教育へのアクセス確保方策に関する実効性ある取組の創出に向けた機運の醸成及び意欲的な事例の全国展開を図るものである。

３．事業内容

令和８年度「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業の採択地域（以下、「採択地域」という）（※）における取組状況についての情報収集を行うとともに、その取組の成果等を全国に展開するための効果的な取組を実施する。

（※）採択地域は、下記ページの採択結果に記載の全２０地域を指している。以後も同様とする。

https://www.mext.go.jp/content/20260722-mxt_daigakuc01-000051092_2.pdf

４．事業の実施方法

企画提案者は、以下の内容を満たす企画提案を行うこと。

なお、実際の業務実施に当たっては、文部科学省と協議しながら適切に実施することし、業務の進捗状況について月１回以上の報告を文部科学省に行うこと。

（１）事務局の設置

委託を受けた団体は、以下（２）（３）を円滑に実施するための事務局を設置し、本事業に関する業務の連絡調整等を行うこと。事務局の設置・運営については、以下の点を遵守すること。

・委託を受けた団体内に事務局を設置することとし、事務局の設置・運営を再委託しな

いこと。

・文部科学省担当官と適時に連絡を取りながら、本事業を実施するとともに、以下（２）（３）の具体的な実施内容については、必ず文部科学省と協議の上、予め文部科学省の了承を得ること。

（２）採択地域における取組状況の収集・整理

委託を受けた団体は、採択地域における取組の成果及び課題等の情報を収集・整理し、各地域の情報を全国に周知する際に活用できる資料等を作成すること。その際に、事業の目的や、（３）に記載の成果報告会の概要をまとめた資料等も併せて作成すること。

収集方法や作成する資料の詳細については、委託契約締結後、企画提案者における企画提案内容も踏まえ、文部科学省と協議の上、正式に決定すること。

なお、収集・整理した取組状況の情報や作成した資料については、文部科学省ホームページに公開することを検討しているため、公開されることを念頭に事業を実施すること。

（３）採択地域における取組の成果報告会等の実施

委託を受けた団体は、採択地域における取組の成果等を全国に発信するため、下記の成果報告会について企画運営等を行うこと。

【成果報告会】

委託を受けた団体は、下記の点を遵守した上で、成果報告会を企画運営すること。

・企画運営に必要な人員を確保した上で、委託を受けた団体において、成果報告会の開催に向けた文部科学省との連絡調整を行うとともに、モデル地域の代表者、有識者、傍聴者への連絡調整を含む事前準備、及び会場確保・設営、会議資料の印刷や撤去等を含む当日の運営業務全般を行うこと。また、当日の運営に当たっては、会場設営や当日の進行等に関する運営マニュアルを作成し、文部科学省と共有の上、同マニュアルに基づいて運営を行うこと。

・開催時期は令和9年３月上旬～中旬頃のうち１日とし、開催日は文部科学省と協議の上、決定すること。

・対面及びオンラインのハイブリッド形式での開催とし、委託を受けた団体において、オンライン配信に必要な機材やWi-Fi環境の準備・設営・操作を行うこと。なお、参集者は、モデル地域の代表者（各地域２～４名を想定。）・有識者（２名を想定。）・文部科学省担当官・現地傍聴者（１００名を想定。）の計２００名を想定している。オンライン配信については Zoomウェビナー等を利用して実施し、参集者とは別に、オンライン傍聴者５００名の参加を想定している（令和８年度に文部科学省において実施した地域大学振興に関する説明会では、約５００名の傍聴登録実績あり。）。なお、Zoomウェビナー等では、ブレイクアウトルームの設定・管理

等を含めて対応すること。

・成果報告会のプログラムは、（1）文部科学省担当官による行政説明、（2）採択地域の代表者による取組発表、（3）パネルディスカッションを想定しているが、具体的な内容や進行等については、文部科学省と十分に調整すること。

・会場として、都内の貸会場を手配すること。会場の選定に当たっては、文部科学省と協議の上、決定すること。

・成果報告会の開催を周知するための開催チラシ（pdfデータを想定。）を作成すること。

・傍聴については、現地・オンラインともに事前の登録制とすることを想定しているため、傍聴者の登録情報を取りまとめるとともに、傍聴者に対して当日の会議情報や会議資料、ミーティングリンク等の送付を行うこと。

・参集者やオンライン傍聴者のうち、手話通訳や要約筆記等の情報保障を必要とする者がいる場合には、その必要な情報保障を手配すること。

・参集者のうち、モデル地域の代表者と有識者に対する旅費の支払を行うこと。また、有識者に対しては、謝金の支払も行うこと。なお、旅費、謝金の支払に際して委嘱手続きが必要な者に対しては、予め委嘱状の送付を行うこと。

・傍聴者に対する事後アンケートの実施、及び結果集計を行うこと。集約した結果については、文部科学省に提出すること。

・成果報告会のアーカイブ用動画を録画し、録画データを文部科学省に提出すること。また、開催後にはアーカイブ動画の限定公開を予定しているため、動画の編集や傍聴者への共有等の動画公開に係る業務を行うこと。

５．成果物

文部科学省に対して、以下を成果物として電子媒体で提出すること。

・４（2）で示した資料等

・成果報告会の運営マニュアル

・成果報告会の開催チラシ

・成果報告会のアンケート集約結果

・成果報告会の録画データ

・その他本事業の実施にあたって必要な資料等（文部科学省と協議の上、決定する）

６．業務（委託契約）期間

委託契約日締結日から令和９年３月３１日までとする。なお、事業の着手は契約締結後とすること。

７．事業規模

事業規模は８００万円(税込)を上限とする。

８．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。

② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件（最低限の要求要件）であり、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和８年度大学等を核とした地方創生事例の普及・展開 審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和８年度大学等を核とした地方創生事例の普及・展開　総合評価基準」に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

１　事業の実施方針

１－１　事業内容の妥当性、独創性

＊１－１－１　仕様書に記載の事業内容について全て提案されていること。

〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

＊１－１－２　偏った事業内容となっていないこと。

１－２　事業の実施方法の妥当性、独創性

＊１－２－１　事業の実施方法が妥当であること。

〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

＊１－２－２　事業の実施方法が明確であること。

１－３　実施方法の妥当性、独創性

＊１－３－１　実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること。

〔業務の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

２　組織の経験・能力

２－１　組織の類似事業の経験

２－１－１　組織において、過去に高等教育に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

２－１－２　組織において、過去に国の事業の成果普及に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

２－２　組織の事業実施能力

＊２－２－１　事業を遂行する人員が確保されていること。

＊２－２－２　事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

２－２－３　事業内容に関する知見やノウハウを有していれば加点する。

２－２－４　採択地域に関連する機関と協力体制やネットワークを有していればその内容に応じて加点する。

３　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

３－１　ワーク・ライフ・バランス等の取組

３－１－１　以下のいずれかの認定等があること。

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

４　賃上げを実施する企業に関する指標

４－１　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）

４－１－１　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

４－１－２　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業等とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

９．再委託

業務のうち、その内容が第三者に委託することが業務の実施に合理的であると認められるものについては、業務の一部を再委託することができる。ただし、業務の全部を再委託することはできない。

１０．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１１．守秘義務

受注者は、本業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

１２．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

１３．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・４－１－１の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
・４－１－２の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票　合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達して

いない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は別紙１裏面の（留意事項）を確認すること。
なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１５．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等の透明性を確保すること。又、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１６．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１７．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。